

第16章 關係法令等

第 16 章 関係法令等

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 宇都宮市水道事業給水条例 | 1 |
| 2. 宇都宮市水道事業給水条例施行規程 | 17 |
| 3. 水道加入金取扱要綱 | 27 |
| 4. 水道法 | 29 |
| 5. 水道法施行令 | 30 |
| 6. 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 | 31 |

第 16 章 関係法令等

1. 宇都宮市水道事業給水条例

昭和33年10月1日
条例第21号

第1章 総 則

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、本市水道事業の給水についての料金、水道加入金、給水装置工事の費用の負担、その他の供給条件等を定め、もって給水の適正を保持することを目的とする。

(昭46条例43・昭55条例19・昭59条例14・平9条例39・一部改正)

(給水区域)

第2条 給水区域は、宇都宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）第4条第1項第1号に定める区域とする。

(昭47条例22・全改, 昭55条例19・昭59条例14・平15条例42・一部改正)

(用語の定義)

第3条 この条例の用語は、次の定義による。

- (1) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、変更、撤去又は修繕のための工事をいう。
- (3) 「工事費」とは、給水装置工事の費用をいう。
- (4) 「管理者」とは、上下水道事業管理者をいう。
- (5) 「定例日」とは、料金算定の基準としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。

(昭41条例53・昭47条例22・平15条例42・一部改正)

(給水装置の種別)

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置
1個の給水装置で1世帯又は2世帯以上に給水するもの
- (2) 私設消火栓
消防用に使用するもので管理者が封かんしたもの

(昭41条例53・昭54条例22・平4条例49・一部改正)

第5条 削 除（平4条例49）

(専用給水装置の用途別)

第6条 専用給水装置における給水の用途別は、次のとおりとする。

- (1) 一般用 湯屋用以外に使用するもの
- (2) 湯屋用 一般公衆浴場用に使用するもの

(昭46条例43・昭54条例22・一部改正)

(代理人の選定)

第7条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(昭41条例53・一部改正)

(総代理人の選定)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）のうちから総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有するとき。
- (2) その他管理者が必要と認めるとき。

2 管理者は、前項の総代理人を不適当と認めるときは変更させることができる。

(昭41条例53・昭47条例22・平4条例49・一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第9条 使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(昭47条例22・平19条例42・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び管理

(給水装置の構造及び材質の指定)

第10条 管理者は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定めるもののほか、給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

(平9条例39・全改、平14条例57・令元条例21・一部改正)

(給水装置の基準不適合に対する措置)

第10条の2 管理者は、給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

(平9条例39・追加、平14条例57・令元条例21・一部改正)

(給水装置工事の申込み)

第11条 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込まなければならない。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるときは、この限りではない。

2 前項の申込みがあった場合管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(昭41条例53・平9条例39・平12条例47・一部改正)

(給水装置工事の施行)

第12条 工事の設計及び施行は申込みによって市が行う。ただし管理者の許可を得たときは、あらかじめ市の審査に合格した設計に基き申込者側で施行することができる。この場合における設計及び施行の範囲は管理者が別に定める。

2 前項ただし書の規定により申込者側で施行する工事は、法第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者に施行させ、しゅん工後直ちに使用材料及び工事について、市の検査を受けなければならない。

3 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4 管理者は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

5 指定給水装置工事事業者について必要な事項は管理者が別に定める。

(昭41条例53・昭51条例31・平3条例41・平9条例39・平12条例47・平14条例57・令条例21・一部改正)

(給水装置の材料の検査)

第13条 工事に使用する材料は、あらかじめ管理者の定める検査を受けなければならない。

2 前項に規定する材料検査について必要な事項は、管理者が別に定める。

(昭41条例53・昭51条例31・一部改正)

(工事の費用負担)

第14条 工事の費用は工事申込者の負担とする。ただし、公道区域内の工事及び市が特に必要と認められた場合は、これを市で負担することがある。

2 前項ただし書について必要な事項は管理者が別に定める。

(昭41条例53・一部改正)

(給水装置の変更)

第15条 配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても市が施行しその費用は市の負担とする。

(工事費の算出方法)

第16条 第14条に規定する工事費は、次の各号に掲げる費用の合算額とする。

- (1) 材 料 費
- (2) 労 力 費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間 接 経 費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定するもののほか工事費の算出についての必要な事項は管理者が別に定める。

(昭41条例53・一部改正)

(工事費の予納)

第17条 市において工事を施行するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他でその必要がないと認めたときはこのかぎりでない。

- 2 管理者が特に必要と認めたときは、工事費を分納させ、又は後納させることができる。
- 3 前項の工事費の分納について必要な事項は管理者が別に定める。

(昭41条例53・一部改正)

(工事費の精算)

第18条 前納の概算額は、施行後これを精算し、過不足あるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その過不足額が当該精算に要する費用の実費に満たないと認めるときは、還付又は追徴しないことができる。

(昭41条例39・昭41条例53・昭47条例22・一部改正)

(分納等に係る工事費の納付)

第18条の2 第17条第2項の規定による分納又は後納に係る工事費又は前条の規定による追徴に係る工事費は、指定期限内に納付しなければならない。

(昭47条例22・追加)

(給水装置の所有権)

第19条 市は工事費を完納するまで給水装置の所有権を留保し、申込者はその間保管の責を負わなければならない。

(平19条例42・一部改正)

(給水装置の管理)

第20条 使用者は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

- 2 前項の規定による申込みがなくても管理者が必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者の認定によってこれを徴収しないことができる。

(昭41条例53・平19条例42・一部改正)

第3章 給 水

(給水の原則)

第21条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこのかぎりでない。
- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市はその責を負わない。

(昭47条例22・一部改正)

(水道メーターによる計量)

第22条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときはこのかぎりでない。

(昭41条例53・一部改正)

(メーターの設置)

第23条 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

- 2 メーターは、所有者又は使用者に保管させる。
- 3 前項の保管者は、善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 4 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(昭41条例53・昭54条例22・平19条例42・一部改正)

(届出の義務)

第24条 使用者、所有者、代理人又は総代人は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止するとき。
- (2) 消火演習に使用するとき。

(昭41条例53・昭54年条例22・平4条例49・平19条例42・一部改正)

第25条 使用者、所有者、代理人又は総代人は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用についての権利義務を承継し引続いて使用するとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 所有者、代理人若しくは総代人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
- (4) 専用給水装置の使用世帯数に異動があったとき。
- (5) 消火栓を消火に使用したとき。

(昭41条例53・平4条例49・平19条例42・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第26条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要するものとする。
- 3 火災その他非常の場合における私設消火栓の使用は、何人も拒むことができない。

(昭47条例22・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第27条 給水装置の機能又は水質について使用者又は所有者から検査の請求があったときは、市がこれを行い、検査の結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

(昭47条例22・一部改正)

第4章 料金、水道加入金及び手数料（昭46条例43・改称）

（料金の納付義務）

第28条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者又は総代人から徴収する。

2 総代人から徴収する料金は、使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

（料 金）

第29条 料金は、1月につき基本料金と従量料金との合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（平4条例49・全改，平9条例4・平16条例37・一部改正）

（基本料金）

第29条の2 基本料金は、種別及び給水管の口径に応じ、次の表のとおりとする。

| 種 別 | 給水管の口径 | 基 本 料 金 |
|-------------|-------------|------------------|
| 一 般 用 | 13ミリメートル | 5立方メートルまで 858円 |
| | 20ミリメートル | 5立方メートルまで 1,276円 |
| | 25ミリメートル | 5立方メートルまで 1,694円 |
| | 30ミリメートル | 1,914円 |
| | 40ミリメートル | 3,729円 |
| | 50ミリメートル | 6,435円 |
| | 75ミリメートル | 15,477円 |
| | 100ミリメートル | 32,186円 |
| | 150ミリメートル | 90,343円 |
| | 200ミリメートル以上 | 管理者が定める額 |
| 湯 屋 用 | 100立方メートルまで | 5,280円 |

（平4条例49・追加，平8条例47・平14条例21・平16条例37・平19条例68・平26条例2・令元条例2・一部改正）

（従量料金）

第29条の3 従量料金は、種別及び使用水量に応じ、1立方メートルにつき次の表のとおりとする。

| 種 別 | 使 用 水 量 | 従量料金 | |
|-------------|------------------------------|---------------------------|---------|
| 一 般 用 | 給水管の口径が 25ミリメートル 以下のもの | 5立方メートルを超え10立方メートルまでの分 | 24円20銭 |
| | | 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 | 188円10銭 |
| | | 20立方メートルを超え50立方メートルまでの分 | 218円90銭 |
| | | 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 | 255円20銭 |
| | | 100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 | 286円 |
| | | 200立方メートルを超える分 | 338円80銭 |
| | 給水管の口径が 30ミリメートル 以上のもの | 50立方メートルまでの分 | 218円90銭 |
| | | 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 | 255円20銭 |
| | | 100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 | 286円 |
| | | 200立方メートルを超える分 | 338円80銭 |
| 湯 屋 用 | 100立方メートルを超える分 | 52円80銭 | |

（平4条例49・追加，平8条例47・平14条例21・平16条例37・平19条例68・平26条例2・令元条例2・一部改正）

(私設消火栓料金)

第29条の4 前3条の規定にかかわらず、私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回につき942円とし、1回の使用時間は、20分以内とする。

(平4条例49・追加・平26条例2・令元条例2・一部改正)

(個別需給給水契約)

第29条の5 管理者は、水の供給量に余裕がある場合、1月当たりの使用水量が一定量を超える使用者又は総代人と、個別に、使用する基準となる水量(以下「基準水量」という。)を定めて、給水契約(以下「個別需給給水契約」という。)を締結することができる。

2 管理者は渇水等により必要があると認めるときは、個別需給給水契約の相手方に対して、期間を定めて、1日当たりの基準水量を指示する水量(以下「調整水量」という。)以下の使用水量に減量することを求めるものとする。

3 第29条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げる水量の従量料金は、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 基準水量を超える使用水量 1立方メートル当たり75円90銭

(2) 調整水量を超える使用水量 1立方メートル当たり426円80銭

4 前3項に定めるもののほか、個別需給給水契約について必要な事項は、管理者が定める。

(平19条例68・追加平26条例2・令元条例2・一部改正)

(料金の算定)

第30条 料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる方法により料金を算定することができる。

(1) 前項後段の規定により、使用水量を各月均等に使用したものとみなして、当該月分の料金を算定すること。

(2) 毎月の定例日又は随時にメーターの点検を行い、料金を算定すること。

(昭50条例26・全改、平16条例33・一部改正)

(水量の認定)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 料金の異なる2種以上の用途に使用するとき。

(3) その他使用水量が不明のとき。

(昭41条例53・一部改正)

(1個のメーターで計算する2世帯以上の水量の認定)

第32条 1個のメーターで計算する2世帯以上の使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。

(特別な場合における料金の算定)

第33条 月の中途において、給水管の口径又は用途に変更があった場合には、使用日数の多い方の料率を適用する。

2 月の中途において、水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、1箇月分として算定する。

(昭54条例22・全改)

(料金の前納)

第34条 臨時給水その他管理者が必要と認めたときは、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中の状態にあると認めたとき、これを精算する。

(昭41条例53・一部改正)

(給水管の口径の適用等)

第35条 専用給水装置において、1個のメーターを2世帯以上で使用している場合における給水管の口径の適用については、管理者が認定する。

2 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、管理者が認定する。

(昭54条例22・全改)

(料金の徴収方法)

第36条 料金は、納入通知書により隔月に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより料金を徴収することができる。

(1) 口座振替の方法により料金を納付する使用者又は総代人から毎月徴収の申込みがあった場合 第30条第2項第1号の方法により料金を算定して毎月徴収

(2) 管理者が使用中中止その他の理由により必要と認める場合 第30条第2項第2号の方法により料金を算定して毎月又は随時に徴収

(昭50条例26・全改、平16条例33・一部改正)

(口座振替の方法により納付する場合の料金の特例)

第36条の2 管理者は、使用者又は総代人が口座振替の方法により料金を納付するときは、その者の料金から1箇月分当たり25円を控除した額をその者の料金の額とすることができる。ただし、使用者又は総代人の責めに帰すべき理由により、料金が管理者が定める納期限までに納付されなかったときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、口座振替の方法により納付する場合の料金の特例について必要な事項は、管理者が別に定める。

(平19条例68・追加)

(水道加入金)

第36条の3 市は、給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から、給水管の口径が次の表の左欄に掲げるものにつき、同表の当該右欄に定める金額の水道加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。ただし、改造に係る加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

| | |
|-------------|-------------|
| 13ミリメートル | 55,000円 |
| 20ミリメートル | 124,300円 |
| 25ミリメートル | 275,000円 |
| 30ミリメートル | 429,000円 |
| 40ミリメートル | 836,000円 |
| 50ミリメートル | 1,507,000円 |
| 75ミリメートル | 4,070,000円 |
| 100ミリメートル | 8,470,000円 |
| 150ミリメートル | 22,000,000円 |
| 200ミリメートル以上 | 管理者が定める額 |

- 2 前項の加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、工事申込み後の設計変更により給水管の口径を増した場合の不足の加入金は、工事しゅん工届の際徴収する。
- 3 第17条第2項及び第3項の規定は、加入金の徴収について準用する。この場合において、同条同項中「工事費」とあるのは「加入金」と、「後納」とあるのは「工事申込み後に納付」と読み替える。
- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中の設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(昭46条例43・追加, 昭50条例44・昭56条例49・平元条例27・

平9条例4・平16条例37・一部改正, 平19条例68・旧第36条の2繰下・平26条例2・令元条例2・一部改正)

(手数料等)

第37条 市は、次の各号に掲げる事項について申請又は申込みをする者から当該各号に定める金額を手数料として当該申請又は申込みの際徴収する。

- (1) 給水装置工事の承認（修繕工事を除く。） 1件につき 800円
- (2) 給水装置工事の検査（修繕工事及び撤去工事を除く。） 1件につき 4,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者の指定又は更新 1件につき15,000円
- (4) 証明書の交付 1件につき 300円

2 指定給水装置工事事業者の証票の交付又は再交付について特別の費用を必要とするときは、前項第3号に規定する手数料のほかその実費を徴収する。

3 既納の手数料等は、特別の理由がない限り還付しない。

(平3条例41・全改, 平5条例40・平7条例36・平9条例39・平11条例31・平19条例85・令元条例21・一部改正)

(料金等の軽減又は免除)

第38条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、加入金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

(昭41条例53・昭46条例43・一部改正)

第5章 貯水槽水道 (平14条例57・追加)

(設置者に対する指導等)

第38条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理について必要があると認めるときは、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、必要に応じて貯水槽水道についての情報提供を行うものとする。

(平14条例57・追加)

(設置者の管理等)

第38条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況について検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況について検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例57・追加)

第6章 取 締 (平14条例57・旧第5章繰下)

(給水装置の検査)

第39条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査することができる。

(昭41条例53・一部改正)

(給水の中止)

第40条 管理者は、30日以上給水装置を使用していないと認めるときは、使用者又は所有者の届出がなくても給水を中止することができる。

(昭41条例53・平4条例49・一部改正)

(停水処分及び過料)

第41条 次の各号の一に該当するときは、50,000円以下の過料に処す。

- (1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規の手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用したとき(第45条に該当する場合を除く。)
- (4) 消火のためを除くほか、管理者に届け出ないで、私設消火栓を使用したとき。
- (5) 給水栓の汚染のおそれある器物又は施設と連結して使用したとき。
- (6) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基く規程若しくは指示に違反したとき。

- 2 管理者は、前項各号の場合においてその理由が継続する間、同項の規定にかかわらず、給水を停止し、かつ、損害があったときは、これを賠償させることができる。

(昭39条例32・昭41条例53・昭46条例43・昭47条例22・平7条例2・一部改正)

(停水処分)

- 第42条** 管理者は、この条例により納付する料金、加入金、手数料又は工事費を期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

(昭41条例53・昭46条例43・平4条例49・一部改正)

(料金等を免れた者に対する過料)

- 第43条** 詐欺その他不正の行為によって、料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処す。

(昭46条例43・昭47条例22・一部改正)

(給水管の切断)

- 第44条** 管理者は、次の各号の一に該当する場合管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

- (1) 所有者が90日以上所在が不明でかつ使用者がないと認めたとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

(昭41条例53・平19条例42・一部改正)

(罰 則)

- 第45条** この条例に違反して給水装置工事を施行した者は、200,000円以下の罰金に処す。

(平7条例2・一部改正)

第7章 委 任 (平14条例57・章名追加)

- 第46条** この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

(昭和41条例53・平14条例57・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 宇都宮市水道使用条例(昭和23年条例第203号。以下「旧条例」という。)は廃止する。

(処分及び手続に関する経過措置)

- 3 この条例施行の際現に旧条例によりなされた許可、承認認定その他の処分、または請求の届出その他の手続はそれぞれ、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(上河内町の編入に伴う経過措置)

- 4 上河内町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、上河内町簡易水道事業等給水条例(昭和56年上河内村条例第4号。以下「上河内町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19条例42・追加)

- 5 編入日前に、上河内町の区域内に設置した給水装置の改造に係る加入金の額の算定に用いる旧口径に対応する金額については、なお従前の上河内町条例の例による。

(平19条例42・追加, 平19条例68・旧第6項繰下, 平21条例35・旧第7項繰上)

- 6 編入日前に、上河内町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の上河内町条例の例による。

(平19条例42・追加, 平19条例68・旧第7項繰下, 平21条例35・旧第8項繰上)

附 則 (昭和35年9月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。ただし、水道料金に関する規定は、昭和35年10月1日以降において点検する分から適用する。

附 則 (昭和39年3月28日条例第32号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年10月5日条例第61号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年9月30日から適用する。

附 則 (昭和40年9月22日条例第29号)

この条例は、昭和40年9月30日から施行する。

附 則 (昭和41年6月30日条例第39号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宇都宮市水道事業給水条例中水道料金の規定及び宇都宮市雀宮町簡易水道事業給水条例の規定は、昭和41年8月1日以降においてする水道メーターの点検に係る水道料金から適用する。

附 則 (昭和41年9月27日条例第49号)

この条例は、昭和41年9月30日から施行する。

附 則 (昭和41年12月28日条例第53号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和42年3月25日条例第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

(既存の条例の廃止)

- 2 宇都宮市雀宮町簡易水道事業給水条例(昭和33年条例第22号)は、廃止する。

附 則 (昭和42年9月28日条例第31号)

この条例は、昭和42年9月30日から施行する。

附 則 (昭和43年9月30日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年3月31日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年3月1日から適用する。

附 則 (昭和44年10月1日条例第45号)

この条例は、昭和44年10月15日から施行する。

附 則（昭和46年9月27日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

（水道料金に係る経過規定）

- 2 この条例による改正後の宇都宮市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第29条の規定は、昭和46年11月1日以後においてする水道メーターの点検に係る水道料金から適用し、同日前にした水道メーターの点検に係る水道料金については、なお従前の例による。

（加入金に係る経過規定）

- 3 改正後の条例第36条の2の規定は、昭和46年10月1日以後の申込みに係る給水装置の新設工事及び改造工事（給水管の口径を増す場合に限る。）から適用する。

附 則（昭和47年3月28日条例第22号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月24日条例第26号）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第30条及び第36条の規定は、この条例の施行の日以後においてするメーターの点検に係るものから適用し、同日前にしたメーターの点検に係る料金の徴収については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年10月1日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 改正後の第29条の規定は、昭和50年11月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第36条の2第1項の規定は、昭和50年10月1日以後の申込みに係る給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。）の工事から適用する。

附 則（昭和51年3月26日条例第31号）

この条例は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月26日条例第22号）

- 1 この条例は、昭和54年11月1日から施行する。
- 2 条例第29条第1項及び第33条の改正規定は、昭和54年11月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月21日条例第19号）

この条例は、上田原簡易水道事業及び立伏簡易水道事業に係る栃木県知事の認可のあった日から施行する。

（認可日昭和55年4月1日）

附 則（昭和56年12月18日条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第29条の規定は、昭和57年3月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第36条の2第1項の規定は、昭和57年4月1日以後の申込みに係る給水装置の新設又は改造の工事から適用する。

附 則 (昭和59年3月21日条例第14号)

この条例は、宇都宮市水道事業変更(第5期拡張事業)に係る厚生大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年3月23日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成3年12月20日条例第41号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成4年12月22日条例第49号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第29条から第29条の3までの規定は、平成5年5月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年12月22日条例第40号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年12月19日 条例第36号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年12月19日 条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇都宮市水道事業給水条例の規定は、平成 9 年 5 月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月24日 条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 6 第 1 条の規定による改正後の宇都宮市下水道条例、宇都宮市工業団地排水処理施設条例、宇都宮市地域下水処理施設条例及び宇都宮市水道事業給水条例の規定は、平成 9 年 5 月分の使用料又は料金から適用し、同月前の使用料又は料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 9 月29日 条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。ただし、第10条の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定及び次項の規定は、平成 9 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条及び第10条の 2 の規定は、平成 9 年10月 1 日以後に申込みがあった給水装置工事から適用し、同日前に申込みがあった給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月17日 条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成12年12月20日 条例第47号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月25日 条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇都宮市水道事業給水条例の規定は、平成14年 4 月分の料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月20日 条例第57号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、第10条、第10条の 2 及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月19日 条例第42号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月28日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第36条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する料金から適応し、同日前に納期限が到来する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月27日条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成19年3月5日条例第42号)

この条例は、平成19年3月31日から施行する。

附 則 (平成19年3月5日条例第68号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第29条の4の次に1条を加える改正規定は同年6月1日から、第36条の2を第36条の3とし、第36条の次に1条を加える改正規定は同年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第29条の2及び第29条の3の規定は、平成19年4月分の料金から適用し、同月前の分の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第36条の2の規定は、平成19年9月1日以後に納期限が到来する料金から適用し、同日前に納期限が到来する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年12月21日条例第85号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇都宮市水道事業給水条例、宇都宮市下水道条例、宇都宮市地域下水処理施設条例及び宇都宮市農業集落排水処理施設条例の規定は、平成22年4月分の料金又は使用料から適用し、同月前の分の料金又は使用料については、なお従前の例による。

2. 宇都宮市水道事業給水条例施行規程

昭和41年12月28日
企業管理規程第9号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、宇都宮市水道事業給水条例（昭和33年条例第21号。以下「条例」という。）第46条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水栓の設置原則)

第2条 条例第4条第1号の専用給水装置の給水栓は、屋内に設置することを原則とする。
(平5企規程3・全改)

(一般公衆浴場の範囲)

第3条 条例第6条第2号に規定する一般公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき栃木県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場をいう。
(平成16企規程3・全改)

第4条 削 除

(昭54企規程6)

(代理人の選定届)

第5条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が条例第7条の規定により代理人を選定したときは、直ちに連署で代理人届により、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。

(平5企規程3・平16企規程3・一部改正)

(総代人の選定届)

第6条 条例第8条の規定により総代人を選定したときは、総代人届により、管理者に届け出なければならない。

- 2 アパート等で1個のメーターを通じてそれぞれ給水装置を使用する場合には、管理者は、総代人を選定させることができる。
- 3 次の各号の一に該当する者は、総代人となることはできない。
 - (1) 未成年者
 - (2) 意思能力を有しない者
 - (3) 水道料金納入について管理者が不相当と認めた者

(平5企規程3・平12企規程5・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び管理

(給水装置の構造)

第7条 給水装置は、給水管、分水栓、給水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）等をもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(給水装置の設計及び施行)

第8条 給水装置は、水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計及び施行をしなければならない。

- 2 給水装置には、凍結、破壊、浸蝕等を防止するため、適切な措置を講じなければならない。
- 3 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。
- 4 給水装置は、井水、川水その他の供給管と直結してはならない。
- 5 給水装置には、必要に応じて給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(配水管より取出す給水管の基準)

第9条 配水管への取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量その他の事情を参酌して、管理者が定める。

(分水栓、止水栓、鋳鉄直管等の使用基準)

第10条 分水栓、止水栓、制水弁、異形管、鋳鉄直管の取付け、使用等については、管理者が別に定める基準に適合していなければならない。

(受水槽の設置)

第11条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

(工事材料)

第12条 給水装置工事（以下「工事」という。）に使用する材料は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 製造業者又は販売業者が、当該材料について水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に定める構造及び材質基準に適合することを自らの責任において証明したものの。
 - (2) 材料が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したものの。
- 2 前項の材料のうち給水管については、分水栓からメーター二次側直下までは、水道用ステンレス鋼管又はポリエチレン二層管を使用しなければならない。

（平9企規程4・全改，平12企規程7・平14企規程5・一部改正）

(工事申込書の提出)

第13条 条例第11条第1項の規定により給水装置工事の申込みをしようとする者は、工事申込書又は修繕申込書にそれぞれ所定の事項を記載して、管理者に提出しなければならない。

（平5企規定3・全改）

(利害関係人の同意書等の提出)

第14条 工事申込者は、条例第11条第2項の規定により次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、給水支管設置承諾書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、土地・家屋使用承諾書
- (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(昭50企規程8・平5企規程3・一部改正)

(工事の施行についての材料及び労力の供給)

第15条 条例第12条によって市が工事を施行する場合は、これに要する材料及び労力等は、すべて市が供給する。

(平5企規程3・平9企規程4・一部改正)

(工事の設計)

第16条 条例第12条に規定する設計は、別に定める設計施行基準に従って作成し、その設計範囲は、次のとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
 - (2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽への給水口まで。ただし住宅団地等にあつては給水栓まで
- 2 前項第2号の場合においては、受水槽以下の設計図をあわせて提出しなければならない。

(平5企規程3・平6企規程4・平9企規程4・一部改正)

(指定工事業者扱いの工事申請)

第17条 条例第12条第1項ただし書の規定による許可を得ようとする者は、別に定める工事承認願を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(昭57企規程6・平5企規程3・平9企規程4・一部改正)

(工事の取消し及び変更)

第18条 工事申込者が工事の取消又は変更をしようとするときは、工事取消・変更届により直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 申込者が第12条の申込みにより工事の概算額予納通知書を発行した日から30日以内に工費の予納額を前納しないときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。ただし、官公署、官公立学校、官公立病院等の場合は、この限りでない。

(昭54企規程6・平5企規程3・一部改正)

第19条 削 除

(平9企規程4)

(所有材料使用の請求)

第20条 工事をしようとする者は、その所有材料の使用を請求することができる。

(平9企規程4・一部改正)

(工事の費用負担)

第21条 条例第14条第1項ただし書については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 市の区域内で配水及び給水管の布設のない箇所に給水の申込みがあつた場合には、宇都宮市配給水管布設規程（昭和41年企業管理規程第10号）によって施行することができる。

(2) 前号において布設した場合の所有権は、すべて市有とする。

(工事費の算出方法)

第22条 条例第16条に規定する工事費の算出方法は、次の各号による。

- (1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価額を乗じて算出する。
- (2) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘さく作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力費の算出歩掛にその作業に従事する配管工又は人夫の賃金の額を乗じて算出することとし、労力費、算出歩掛、配管工及び人夫の賃金の額については、管理者が別に定める。
- (3) 道路復旧費は、コンクリート舗装、アスファルト舗装、ブロック舗装、砂利道等により、管理者が別に定めるところによる。ただし、重要路線その他で道路の仮復旧を要する場合には、特別の費用を徴収する。
- (4) 間接経費は、設計手数料、事務費及び諸経費とし、諸経費は、材料費と労力費の合計額に管理者が別に定める率を乗じて得た額とする。

(平5企規程3・一部改正)

(工事費の精算)

第23条 条例第18条第1項ただし書の規定により還付又は追徴しないことができるときは、前納金と精算額との差額が100円未満の場合をいう。

(給水装置の修繕)

第24条 条例第20条第3項に規定する給水装置の修繕に要した費用は、管理者が別に定めるところにより算出して徴収する。

- 2 市が施行した工事で完成後1年以内にその給水装置が損傷したときは、市の費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(平5企規程3・一部改正)

第3章 指定工事業者

(平9企規程4・追加)

(指定工事業者の指定)

第24条の2 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)の指定は、管理者が行う。

(平9企規程4・追加)

(指定の取消等)

第24条の3 管理者は、指定工事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。この場合において、当該事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(平9企規程4・追加)

(指定工事業者証の交付等)

第24条の4 管理者は、指定工事業者の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に宇都宮市指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業を廃止したとき、法第25条の3の2第1項の規定による指定の有効期間満了のとき又は法第25条の11第1項の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納しなければならない。
- 3 指定工事業者は、事業を休止したとき又は指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出しなければならない。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(平9企規程4・追加)

第4章 給 水

(平9企規程4・旧第3章繰下)

(メーター設置基準)

第25条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、この基準により難しいときは、その都度管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用給水装置ごとに1個とする。ただし、集団住宅等で管理者が必要と認めるものについては、団地ごとに1個とすることがある。
- (2) 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個
- (3) 私設消火栓のみの給水装置には、設置しない。

(平5企規程3・一部改正)

(メーターの設置場所等)

第26条 メーターの保管者は、水道メーター保管届に所定の事項を記載し、管理者に届け出なければならない。

- 2 メーターの設置場所には、その点検を妨害するような物件を置き、又は工作物等を設けてはならない。
- 3 前項の規定に違反したときは、市は、保管者に原状に回復させることができる。この場合において、保管者がその義務を履行しないときは、市が施行してその費用を違反者から徴収することができる。
- 4 管理者が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(平5企規程3・一部改正)

(届出書の種類及び届出の義務者)

第27条 条例第24条及び第25条の各号の一に該当する場合の届出書の種類及び届出の義務者は、次の表のとおりとする。

| 区 分 | 届出書の種類 | 届出の義務者 |
|--------------------------------------|---------------|---|
| (1) 給水装置の使用者又は町名地番、徴収区分、送付先、用途その他の変更 | 変更届 | 使用者、所有者、代理人又は総代人 |
| (2) 給水装置の所有者の変更 | 変更届 | 新旧所有者 (ただし、変更の事実を証する書類を添付するときは、新所有者) |
| (3) 給水装置の使用の開始又は中止 | 開栓届又は休止届 | 使用者、所有者、代理人又は総代人 |
| (4) 防火又は演習のための私設消火栓の使用 | 私設消火栓演習・防火使用届 | 使用者 |

(平5企規程3・全改)

(メーターの端数計算)

第28条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、次回の定例日に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

(昭50企規程8・一部改正)

(私設消火栓)

第29条 私設消火栓を公共のための演習に使用するとき、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

2 私設消火栓には、管理者が封印をする。

(昭57企規程1・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第30条 条例第27条第2項に規定する特別の費用を要する場合は、次の各号の一に該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行なうとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行なうとき。

2 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

第5章 貯水槽水道

(平14企規程5・追加)

(貯水槽水道設置者への指導、助言及び勧告)

第30条の2 条例第38条の2第1項に規定する指導、助言及び勧告は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理者は、貯水槽水道の設置者に対して、定期的な水質検査、清掃及び管理の充実についての指導を行うことができる。
 - (2) 管理者は、前号の措置にもかかわらず貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合は、さらに管理の充実についての助言を行うことができる。
 - (3) 管理者は、再三の指導、助言にもかかわらず貯水槽水道の設置者が改善しない場合又は改善する意思がない場合は、別に定める書面により勧告を行うことができる。
- 2 管理者は、貯水槽水道の管理に関し、貯水槽水道の設置者又は利用者の要請を受けた場合は、貯水槽水道の設置者の同意を得て当該職員をして、貯水槽水道の用に供する施設を調査させることができる。

(平14企規程5・追加)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び水質検査)

第30条の3 条例第38条の3第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が行う管理及びその管理の状況に関する検査については、次に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(平14企規程5・追加、平15企規程2・一部改正)

第6章 料金及び手数料

(平9企規程4・旧第4章繰下、平14企規程5・旧第5章繰下)

(資料提出の請求)

第31条 用途の適否、水量の認定、給水管の口径の適用等について、管理者が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(昭54企規程6・一部改正)

(給水管の口径の適用)

第32条 条例第35条第1項に規定する給水管の口径の適用については、各使用者のそれぞれの給水管の口径とする。

(昭54企規程6・追加, 平5企規程3・旧第32条の2繰上)

(使用の中止又は廃止の届出のない場合の料金)

第33条 条例第24条第1号の規定による使用の中止, 又は廃止の届出がないときは, 水を使用しない場合でも基本料金を徴収する。

(昭54企規程6・一部改正)

(使用水量の端数計算)

第34条 条例第30条第1項の規定により使用水量を各月に均等にした場合に生ずる端数は, これをメーター点検日の属する月分に加算して料金を算定するものとする。

(昭50企規程8・全改)

第35条 削 除

(昭54企規程6)

(料金の徴収時期)

第35条の2 料金の徴収時期は, メーター点検の日の属する月の翌月 (以下「徴収月」という。) とし, 納期限は, 当該徴収月の20日とする。

2 前項の規定にかかわらず, 条例第36条第2項第1号の規定により毎月徴収するときの料金の徴収時期は, メーター点検の日の属する月の前月分の料金については徴収月とし, メーター点検の日の属する月の料金については徴収月の翌月とする。この場合において, それぞれの納期限は当該徴収月又は徴収月の翌月の20日とする。

3 前2項の規定にかかわらず, 随時徴収に係る納期限については, その都度管理者が定める。

(平4企規程8・全改, 平17企規程8・一部改正)

(料金概算額の徴収)

第36条 条例第34条第1項の規定による料金概算額は, おおむね次の各号により徴収する。

(1) 条例第42条の規定により給水を停止されたもので, 将来も滞納のおそれのある者に対しては, 2月分以内の料金概算額

(2) 土木工事, 建築工事, 興行等のため臨時に給水装置を使用するものに対しては, 使用予定期間中の料金概算額

(様 式)

第37条 この規程に定める届等の様式は, 別に定める。

(平5企規程3・全改)

附 則

この規程は, 昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和42年3月22日企業管理規程第1号)

この規程は, 昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日企業管理規程第1号)

この規程は, 公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月28日企業管理規程第1号）

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日企業管理規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日企業管理規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年11月1日企業管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日企業管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日企業管理規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月1日企業管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日企業管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年11月7日企業管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年6月30日企業管理規程第8号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日企業管理規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に改正前の宇都宮市水道事業給水条例施行規程第12条第2項の規定により布設された給水管については、改正後の宇都宮市水道事業給水条例施行規程第12条第2項の規定による布設とみなす。

附 則（平成6年3月31日企業管理規程第4号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月30日企業管理規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定、第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章の次に1章を加える改正規定及び次項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（宇都宮市水道給水装置公認工事店規程の廃止）

- 2 宇都宮市水道給水装置公認工事店規程（昭和57年企業管理規程第5号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に前項の規定による廃止前の宇都宮市水道給水装置公認工事店規程第5条の規定により公認店の指定を受けている者(次項において「旧公認業者」という。)は、この規程の施行の日から90日間は、改正後の宇都宮市水道事業給水条例施行規程(次項において「新規程」という。)第24条の2の指定を受けた者とみなす。

4 旧公認業者が、第2項の規定の施行の日から90日以内に、水道法施行規則の一部を改正する省令(平成9年厚生省令第59号)による改正後の水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第36条に規定する事項を管理者に届け出たときは、新規程第24条の2の指定を受けた者とみなす。

附 則(平成12年3月31日企業管理規程第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日企業管理規程第7号)

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成14年12月20日企業管理規程第5号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月17日企業管理規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日企業管理規程第3号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月1日企業管理規程第8号)

(施行期日)

1 この施行規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第35条2の規定は、この施行規程の施行の日以後に徴収する料金から適用し、同日前に徴収する料金については、なお従前の例による。

3. 水道加入金取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市水道事業給水条例（昭和33年条例第21号。以下「条例」という。）第36条の2の規定に基づき、宇都宮市上下水道局が徴収する水道加入金（以下「加入金」という。）に関し、条例及び宇都宮市水道事業給水条例施行規程（昭和41年企業管理規程第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(加入金の対象)

第2条 加入金は、給水装置の新設又は改造（メーター口径（条例36条の2で規程する給水管の口径をいう。以下同じ。）を増す場合に限る。）をする者から徴収する。

(徴 収)

第3条 加入金は、次のとおり徴収する。

(1) 新設の場合

メーター口径に応じ、条例第36条の2の表に規定する金額を徴収する。

(2) 改造の場合

同一の給水装置所有者において、新設するメーター口径に対応する加入金の額と、既設メーター口径に対応する加入金の額との差額を徴収する。ただし、既設メーター口径に対応する加入金の額が多い場合であっても、既納の加入金は還付しない。

(3) 移転の場合

給水装置の所有者が既設給水装置を廃止して、給水区域内の別の場所に給水装置を新設する場合は、廃止と新設の同時申請において、新設するメーター口径に対応する加入金の額と、既設メーター口径に対応する加入金の額との差額を徴収する。ただし、既設メーター口径に対応する加入金の額が多い場合であっても、既納の加入金は還付しない。

(4) 加入金の統合又は分割の場合

同一の給水装置所有者が廃止と新設の同時申請において、1つ又は複数の新設するメーター口径に対応する加入金の総額と、1つ又は複数の既設メーター口径に対応する加入金の総額との差額を徴収する。ただし、既設メーター口径に対応する加入金の総額が多い場合であっても、既納の加入金は還付しない。

(納 付)

第4条 加入金は、給水装置工事の申込みを受理した日に納付するものとする。ただし、官公庁並びに公共的事業を行う公社及び公団の申込みその他管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(還 付)

第5条 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取り止めた場合又は、工事中の設計変更により生じた差額については還付する。

(加入金の軽減又は免除)

第6条 公益上その他特別な理由により加入金の軽減又は免除を求める者は、水道加入金減免申請書（様式第1号）及び加入金の減免に必要な書類を提出しなければならない。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、加入金徴収の取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 水道加入金取扱要領（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

4. 水 道 法 (抜粋)

昭和32年6月15日
法律第177号

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※注 第16条の2は、平成10年4月1日から施行

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

5. 水道法施行令（抜粋）

昭和32年12月12日
政令第366号

（給水装置の構造及び材質の基準）

第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

※註 第4条第2項は、平成9年10月1日から施行

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

6. 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抜粋）

平成9年3月19日
厚生省令第14号

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一 給水装置（貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具（次号に規定する部分を除く。）は、耐圧性能試験により0.3メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

三 前号の給水用具のうち一缶二水路型貯湯湯沸器（一つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。）は、その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

四 Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前3号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあつては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあつては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であつてはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動圧力を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

| 逆流防止給水用具の区分 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|------------------------|------------------------------------|
| (1) 減圧弁 | 1.5メガパスカル | 当該減圧弁の設定圧力 |
| (2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具 (3及び4)に規定するものを除く。 | 3キロパスカル 及び1.5メガパスカル | 3キロパスカル |
| (3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま ((4)に規定するものを除く。) | 1.5メガパスカル | 50キロパスカル |
| (4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの | 1.5メガパスカル | 当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力 |

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、別表第2の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が25ミリメートルを超えるものにあつては、別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備えつけられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性性能試験」という。）により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣

が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

（耐久に関する基準）

第7条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成12年10月20日厚生省令第127号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年10月29日厚生労働省令第138号）

1 この省令は、平成15年4月1日から施行する。
2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成16年1月26日厚生労働省令第6号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成17年3月31日までの間、この省令による改正後の別表第1有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中「0.5mg/l」とあるのは「1.0mg/l」と、同項の下欄中「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

第3条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第1フェノール類の項中「0.0005mg/l」とあるのは「0.005mg/l」とする。

第4条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成21年3月6日厚生労働省令第27号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成22年2月17日厚生労働省令第18号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成24年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第1カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「0.0003mg/l」とあるのは、「0.001mg/l」とする。

附 則（平成23年1月28日厚生労働省令第11号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。